

第3回 防災WGにおいて議論いただきたい論点

●エリア設定の考え方

(エリアの特性)

- ・人口・機能が一定以上集積する災害に係るリスクが高いエリアであること（例：高レベルの密度をもつ就業人口・滞留者人口、高い昼夜間人口比率（帰宅困難者の発生の度合いが高い））
- ・大都市の経済活動を牽引するエリアであること（例：業務機能、商業機能の集積）

(エリアの範囲)

- ・大規模災害発生時は交通インフラが機能しないことが想定されることから、ターミナル駅等特に人口が集積する施設を中心として、徒歩での移動が可能な範囲を基本とする。（百 ha 単位程度のイメージ）
- ・具体的には、地域における必要となる防災対策の内容及び関係者による合意形成の見通し等を踏まえて設定される必要がある。

●エリア防災計画で想定すべき災害について

- ・災害規模の基本的な考え方は、地域防災計画において通常前提としている災害を想定する。
- ・平日昼間の人口のピーク時だけでなく、平日夜間、休日についても想定する。
例）新宿区：首都直下地震、東海・東南海・南海地震等

●エリア防災計画策定の枠組み

(計画策定の基本的方向性)

- ・エリア防災計画は、当該エリアの防災性能に関連する幅広い分野にまたがるものであることを踏まえ、地域や行政の様々な分野の関係者が、分野横断的に連携・協力して策定を進めることが必要である。
- ・エリア防災の充実には、官民の連携・協力が不可欠であるものであることを踏まえ、地方公共団体等の行政と民間事業者、公共公益事業者（病院等）、住民、NPO等幅広い関係者が連携・協力して策定を進めることが必要である。

(計画策定エリアの特定)

- ・人口・機能集積エリアのエリア防災の充実は、エリア外の広い範囲からの来客者も含めた人的被害の抑制、我が国の経済活動を支える大都市の都市機能の継続性の確保につながることを踏まえ、計画策定エリアの特定には、地域の地方公共団体に加え、国が関与する仕組みが必要(例：国による基準の設定、国による指定)

(計画の策定主体)

- ・上述の基本的方向性を踏まえ、幅広い関係者の意見が反映される枠組みでエリア防災計画の策定を進めることが重要である。
- ・このため、地域の建築物所有者・管理者、鉄道事業者等の民間事業者等に地方公共団体等の行政関係者が加わった協議会を組織すること等により、地域の関係者の意見を広く集約する枠組みが必要である。

(計画策定と併せて実施すべき措置等)

- ・エリア防災計画の策定と併せて、計画エリア内の一定の建築物の所有者及び鉄道事業者について、安全性確保及び事業継続に資する計画の作成を促すことが必要
- ・エリア防災計画の策定と併せて、計画の避難ルートの施設の所有者が変わった場合でも施設の整備・管理に関するルールが承継される仕組み(例：協定制度)の導入が必要
- ・エリア防災計画の策定にあたっては、地域防災計画及び消防計画との整合・連携の確保が必要

●エリア防災計画の実効性を確保するための措置

- ・エリア防災計画の策定及び計画に基づくエリアの防災性能の向上については、民間事業者等の計画策定プロセスへの参画が鍵を握ることとなる。
- ・このため、エリア防災計画の策定及び計画に盛り込まれた内容を尊重することについて関係者に一定の責務を求めることに加えて、例えば以下のとおり、計画策定に伴うインセンティブの付与を図ることが必要ではないか。
 - 協議会によるエリア防災計画の作成に対する支援(助成、国の参画等)
 - エリア防災計画に基づき実施される避難施設、備蓄倉庫、非常用発電施設、情報通信・提供施設、避難経路、医療救護施設等の整備に対する支援(助成、税制)
 - エリア防災計画に基づき整備される施設等に関する容積率の特例
 - エリア防災計画に基づく既存不適格の建築物の改修等の実施を可能にするための規制緩和 等